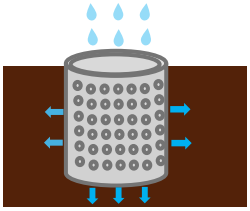
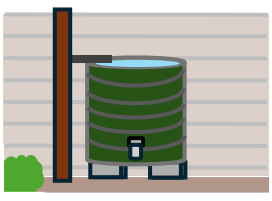
令和8年12月1日より雨水浸透ます等の設置に対する補助金制度を拡充します！



気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、河川や下水道の整備と併せて、雨水を地中に浸透させることや、雨水を一時的に貯留する取組みが重要です。

変　更　点			
対象設備	変更前	変更後	変更内容
① 雨水浸透ます 	大きさ（内径） 30cm以上	大きさ（内径） 20cm以上	雨水浸透ますの 大きさ（内径）を より設置しやすいように 30cm 以上から 20cm 以上に変更
② 雨どい取付型 雨水貯留タンク 	補助限度額 10,000 円	補助限度額 30,000 円	雨どい取付型 雨水貯留タンクの 補助限度額を 10,000 円から 30,000 円に変更 （工事費込み）

※③浄化槽転用雨水貯留施設への補助金制度については変更ありません。

※予算の上限に達した時点で受付は終了となる予定です。

（参考）現行の補助金制度については、下記アドレスから船橋市ホームページをご確認ください。

https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/juutaku/005/p009724.html